

福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正について

1 条例（一部改正）の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第10次地方分権一括法）により、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 条例改正の概要

条例中の用語の意義を規定する第2条中、第23号特定地域型保育事業において引用している法条項の繰り上げ（「第43条第3項」を「第43条第2項」）に対応する改正を行う。

(1) 特定地域型保育事業

地域型保育事業であって、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業として「確認」した事業をいう。

※地域型保育事業

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4類型あり、0～2歳の子どもを保育する事業

(2) 子ども・子育て支援法の改正の概要

【改正の趣旨】

市町村及び事業者の事務負担軽減を図るため、地域型保育事業を行う者に対する給付費支給の「確認」について、事業所所在市町村の「確認」により、他の市町村による更なる「確認」を不要とするもの。

【施行日】

公布の日から起算して3月を経過した日から施行（令和2年9月10日）

3 条例の施行日
公布の日

4 福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～22 （略）</p> <p>23 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>24～29 （略）</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>1～22 （略）</p> <p>23 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>24～29 （略）</p>